

Q&A

Q 指定廃棄物は安全に処理されるのですか？

A 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、必要に応じて焼却などの減容・安定化を行ったうえで、埋立処分を行い、長期的に管理します。常に処理施設の敷地境界での追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下となるよう安全管理を徹底します。国は周辺住民のみなさまに安心して生活していただけるようこれらの基準を遵守します。

Q 指定廃棄物はどこで処理するのですか？

A 指定廃棄物は一時保管がひっ迫しており、早期に処理するため、それぞれの県内で処理する方針です。県内に設置する指定廃棄物の処分施設については、地元の実情やご意向を最大限考慮して、国が丁寧に手順を踏んで候補地を選定します。他県で発生している指定廃棄物を持ち込むことはありません。

- 地すべりや洪水などの自然災害の影響や生活空間からの距離などを考慮して土地を選定します。
- 各県において、市町村長会議を開催し、県や市町村との意見交換を重視しつつ、それと並行して、有識者会議を開催し、科学的・技術的な観点からも議論をいただき、丁寧に候補地選定を行います。

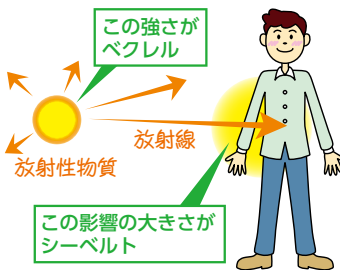
放射線についての基礎知識

放射能の単位 ベクレル(Bq)

放射能の強さを表す単位
値が大きいほど能力が高い

放射線の単位 シーベルト(Sv)

放射線が体に与える影響の
大きさを表す単位
「どれくらい被ばくしたか」(被ばく線量)
●1Sv=1000mSv(ミリ=1000分の1)



日本の平均1人当たりの自然放射線

日本平均 **2.1** ミリシーベルト/年

大気中のラドンなど
0.48
ミリシーベルト/年



大地から
0.33
ミリシーベルト/年



宇宙から
0.3
ミリシーベルト/年



食品から
0.99
ミリシーベルト/年



出展:放射線医学総合研究所「放射線被ばくの早見図」より

身の回りの放射線からの被ばく線量

海外旅行の場合

東京ーニューヨーク
往復飛行機の旅
〜0.19ミリ
シーベルト



医療の場合

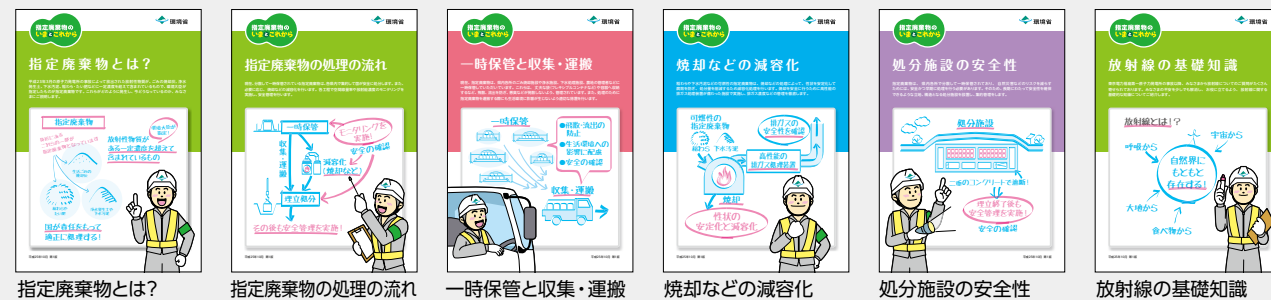
胃の엑스線検診
一回当たり
3ミリシーベルト程度



出展:放射線医学総合研究所ホームページより

指定廃棄物について、さらによくわかる「指定廃棄物のいまとこれから」シリーズ。

テーマごとにさらに詳しく解説しています。ぜひお手にとってご覧ください。



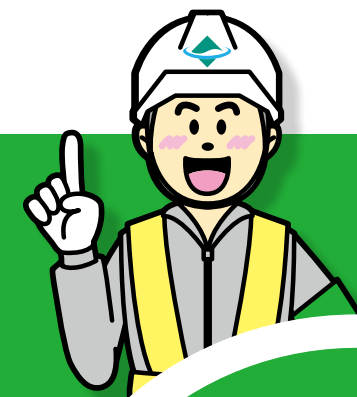
お問合せ窓口

環境省 指定廃棄物に関するお問合せ窓口

福島 024-523-5391 (8:30~17:15 土日祝除く)

東京 03-6741-4535 (9:30~18:15 土日祝除く)

【ホームページURL】<http://shiteihaiki.env.go.jp/>



指定廃棄物の いまとこれから

平成23年3月に起こった原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって広い地域に移動・拡散し、雨などにより地表や建物、樹木などに降下しました。この放射性物質が、私たちの生活の中で排出されるごみの焼却灰や浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥などに一定濃度を超えて含まれているものを指定廃棄物と呼び、国が処理を行います。しかし、処理体制が整わず、やむを得ず一時的な保管をお願いせざるを得ない状況が続いています。



今後、長期的には自然災害なども心配されることから、一時的に保管している指定廃棄物をできるだけ早期に安全な方法で処理することが課題となっています。そのため、みなさまのご理解とご協力が必要です。

指定廃棄物とは？

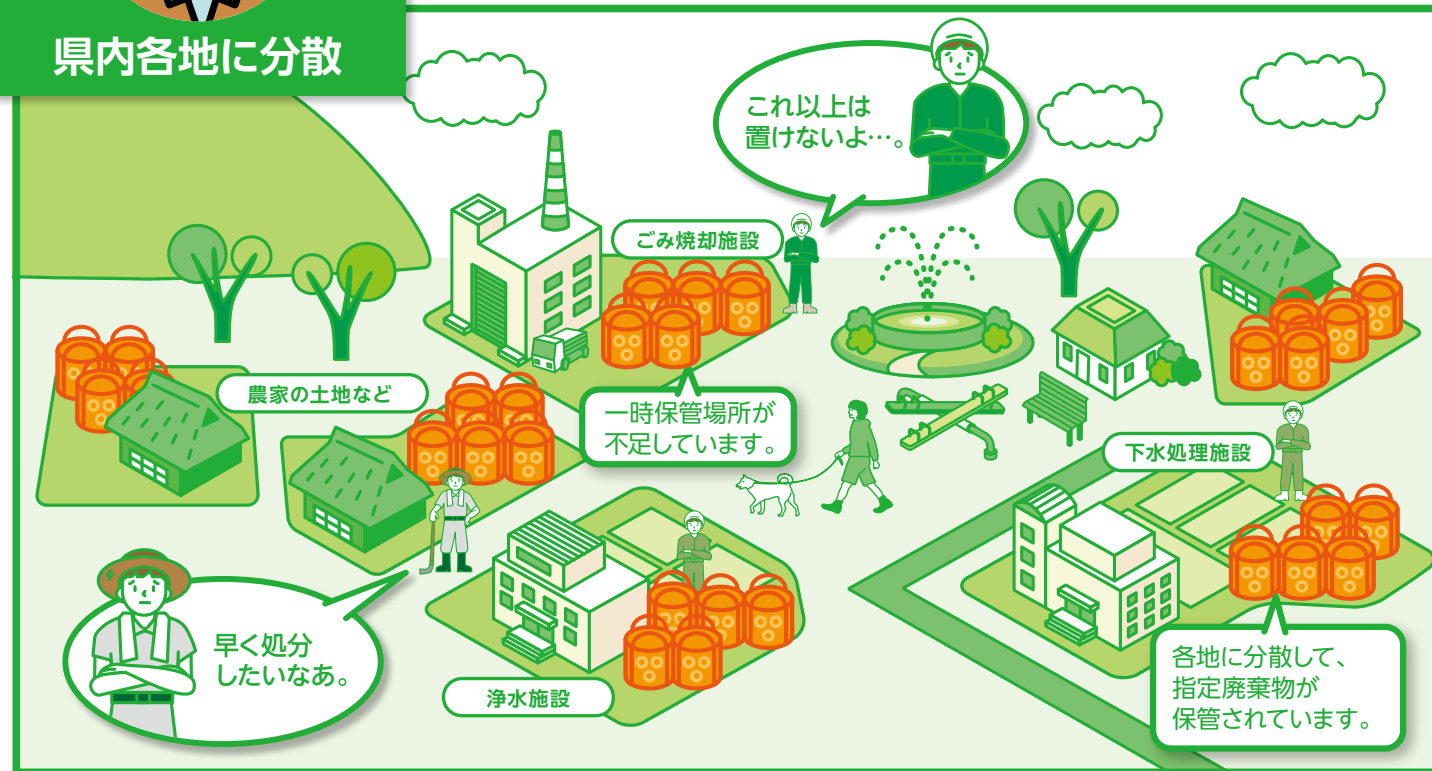
一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超える放射性セシウムを含み、環境大臣が指定した廃棄物のことで、これらは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。処理体制が整うまでの間は、事業者保管にお願いしています。

指定廃棄物の一時保管のいま



県内各地に分散

現在、指定廃棄物は、国による処理体制が整わないため、県内のごみ焼却施設や浄水施設、下水処理施設、農地の管理者などに保管・管理していただいています。これらは、国が定めたガイドラインにしたがって安全に保管していただいています。緊急的な措置であるため、さまざまな問題に直面しています。

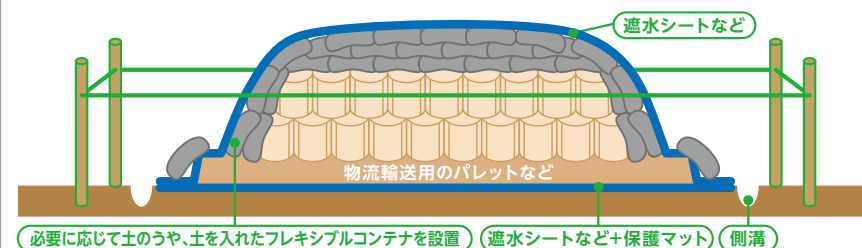


一時的な保管の状況

安全に一時保管されていますが…

指定廃棄物は、国のガイドラインにしたがって、雨水などが入らないように建屋内または遮水シートなどで厳重に覆い、飛散・流出しないように保管されています。また、空間線量率を測定し、周辺への影響がないことを確認しています。

指定廃棄物の保管例



①ごみ焼却施設では焼却灰を丈夫な袋に詰めて、テントなどの建屋内で一時保管しています。



②農家の土地などでは、稲わらやたい肥などに遮水シートをかけて一時保管しています。

現在、一時保管されていますが、長期的には自然災害などの心配もあり、できるだけ早期に安全な方法で処理することが課題となっています。

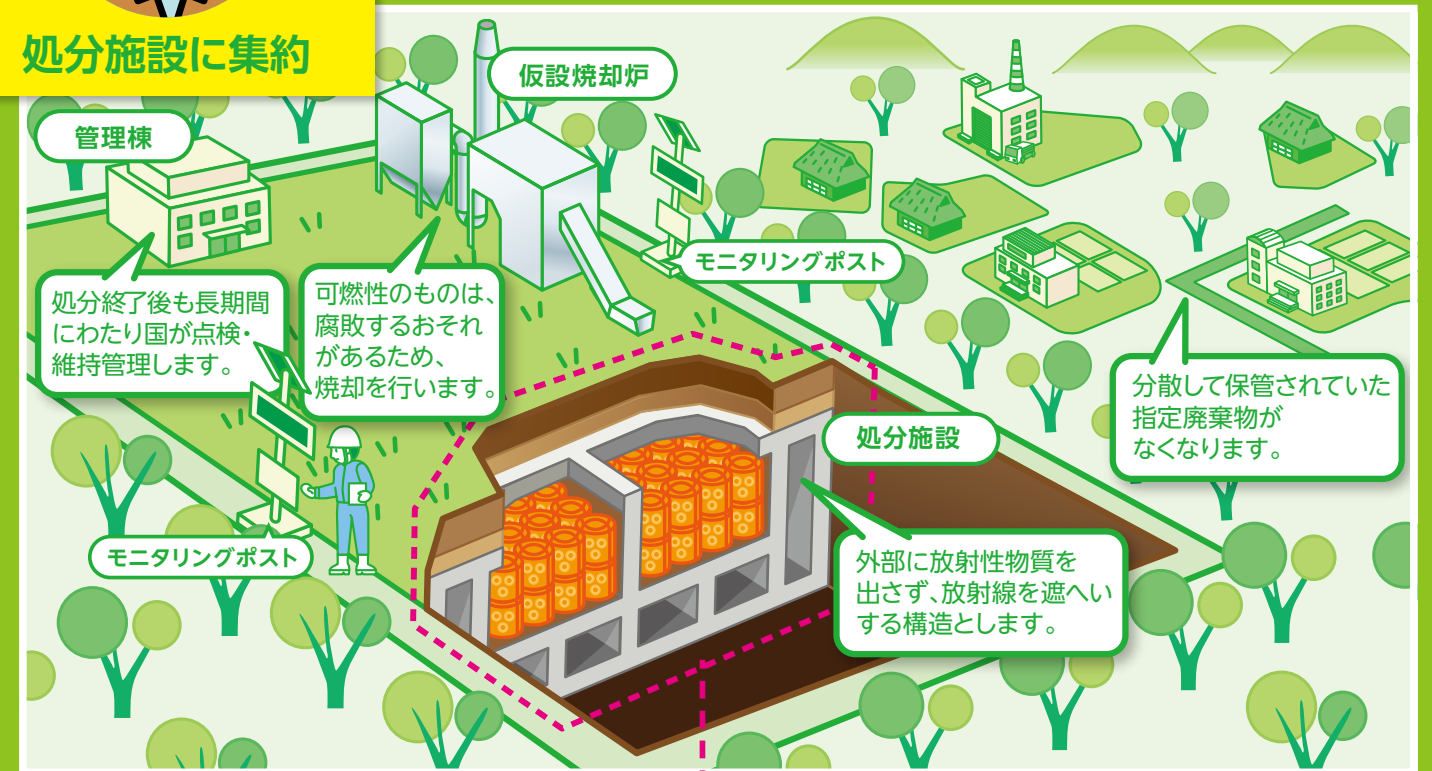
これから



処分施設に集約

指定廃棄物を安全に処理するために

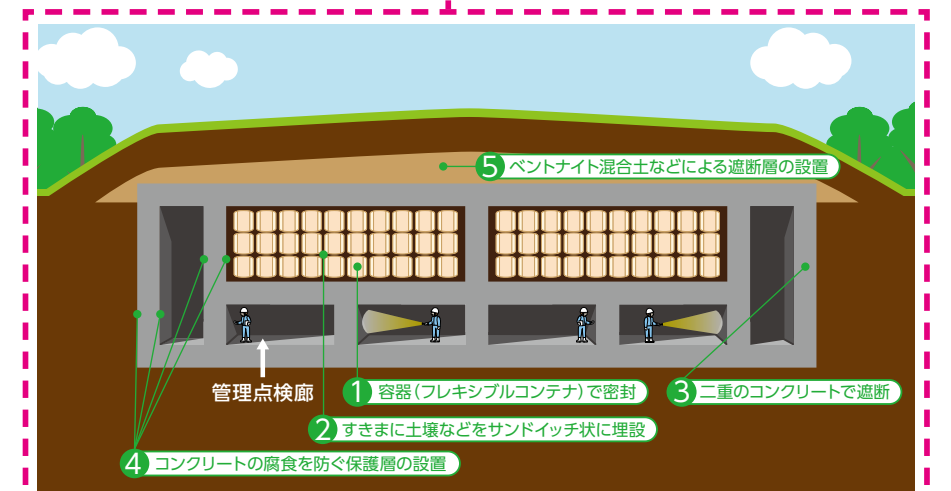
- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するために、国が処分施設を建設します（一定期間、仮設焼却炉を併設し、焼却終了後撤去します[※]）。※宮城県、栃木県について併設予定
- 地震などの災害に強く、外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造とします。
- 搬入中は周囲の環境への影響を最小限に抑えるとともに、処分終了後も長期間にわたり、国が点検・維持管理します。



周囲への影響を遮断します

より安全な施設です。

処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検廊を設けるなど何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。水が廃棄物に接触しない構造とすることで放射性物質の漏出を防止します。これらの対策により、周辺住民の方々への健康に対する影響が生じないようにします。



※管理点検廊から直接目視によりコンクリート構造物の健全性を監視します。



管理を徹底し、測定データの収集、結果の公表を行います。

指定廃棄物の搬入・中間処理・埋立中はもちろん、処分終了後も敷地周辺の空間線量率の測定や、地下水の水質(放射性セシウム濃度ほか)などを測定し、結果を公表します。また、処分施設の周辺の環境も含め、みなさまの安全・安心の確保に万全を期していきます。